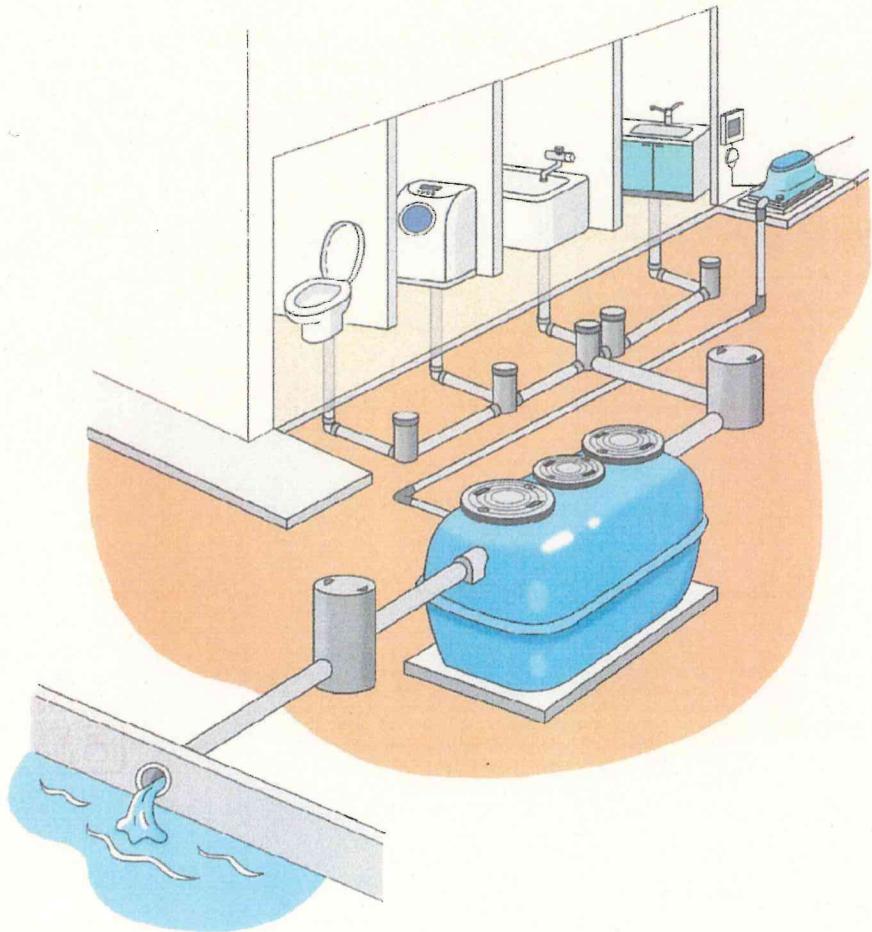


岩手県知事

達 増 拓 也 様

要 望 書



岩手県浄化槽推進協議会

水環境保全のための浄化槽整備事業の一層の推進について

浄化槽は、公共用水域等の水質保全に寄与する恒久的な施設です。

また、人口散在地域が多い本県において、健全な水環境の保全に極めて有効であるとともに、人口減少社会にも柔軟に対応できる汚水処理施設であり、汚水処理施設の早期概成に向けた取組みにおいて、浄化槽の果たす役割が大いに期待されております。

つきましては、本事業を実施している県内市町村の要望に基づき、次の事項について、その実現を強く要望いたします。

- 1 浄化槽整備事業の推進に必要な予算の確保
- 2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引き上げ
- 3 浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設
- 4 住宅における浄化槽処理対象人員算定基準の見直し
- 5 浄化槽への転換に伴う県費補助の嵩上げ実施
- 6 個人設置型浄化槽の更新に対する補助の復活

令和4年10月4日

岩手県浄化槽推進協議会

会長（奥州市長）倉成 淳



1 淨化槽整備事業の推進に必要な予算の確保

平成 26 年 1 月に汚水処理を所管する 3 省が連携しとりまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に、各種汚水処理施設の整備について「今後 10 年程度を目標に概成させる」ことが盛り込まれ、県内市町村の汚水処理構想の見直しを進める上で、浄化槽の果たす役割が大いに期待されております。

「いわて汚水処理ビジョン 2017」においても、浄化槽の普及人口を 16.8 万人から 21.1 万人へと大幅に増加する整備目標となっており、浄化槽設置整備事業費補助金所要額の安定的な確保が求められることから、引き続き、岩手県の力強い支援を要望いたします。

2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引き上げ

県内市町村においては、浄化槽設置整備事業（個人設置型）の実施に当たり、設置者の負担軽減を図るために独自の嵩上げ補助を行うなど、普及率の向上に努めておりますが、財政的負担が増大し非常に苦慮しているところです。

浄化槽設置整備事業（個人設置型）は、設置に係る経費の 4 割が行政負担で、そのうち 3 分の 1 が国庫補助、3 分の 1 が県費補助となっておりますが、他の汚水処理施設整備事業と比較し国庫補助の割合が著しく低く、均衡のとれた生活環境施策を推進するため、助成率の引き上げを国に要望するよう要請いたします。

3 浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設

公共用水域等の水質保全のため適切な浄化槽の維持管理の重要性が一層高まっていますが、浄化槽の維持管理には保守点検、清掃、法定検査等に係る経費が伴い、住民の大きな負担となっています。

行政において浄化槽の維持管理状況を的確に把握するには、法定検査

の受検が必要であり、受検率の向上が公共水域の保全及び浄化槽事業の信頼性向上に重要となることから、維持管理費に対する助成制度の創設を国に要望するよう要請いたします。

4 住宅における浄化槽処理対象人員算定基準の見直し

住宅等に設置する浄化槽の処理対象人員算定については、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」に基づき、対象延べ床面積により算定することとされており、 130 m^2 を基準として5人槽、7人槽を区分しております。この日本産業規格（JIS A 3302-2000）の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きでは、「当該地域における住宅の一戸あたりの平均的な延べ面積に応じて、増減できる。」とされております。

岩手県では「ただし書きの取扱い」について、平成30年2月22日付け資循第461号の通知により、「浄化槽人槽算定ただし書き適用条件」として示されておりますが、岩手県の持ち家一戸建住宅の平均面積は平成10～30年の住宅・土地統計調査の結果より、おおよそ 160 m^2 で推移していることや、盛岡市では新築における5人槽の延べ床面積を 160 m^2 以下としていることなどから、岩手県においても地域の実情に即して条件を緩和するよう要望します。

5 浄化槽への転換に伴う県費補助の嵩上げ実施

令和4年度に、新規拡充メニューとして、くみ取り便槽から浄化槽への転換に伴う室内配管工事及び便槽撤去に対する支援が盛り込まれました。しかしながら、県内市町村においては、その財政負担が課題となることが見込まれることから、整備促進をはかるため、県の嵩上げ補助を要望いたします。

6 個人設置型浄化槽の更新に対する補助の復活

環境省が汚水処理未普及解消に予算を重点化したことにより浄化槽の更新に対しての補助制度がなくなりましたが、浄化槽法の目的である公共用水域の保全のためには、汚水処理未普及解消だけでなく、老朽化等により汚水を適正処理できていない浄化槽を更新することによる水質保全対策も必要です。

つきましては、汚水処理未普及解消につながらない場合であっても従来通りの国庫補助が受けられるよう、浄化槽の更新に係る交付金の復活を国に要望するよう要請いたします。

岩手県浄化槽推進協議会 正会員名簿

会長	奥	州	市	市	矢	巾	町
副会長	二	戸	市	市	岩	泉	町
理事	一	関	市	町	洋		
		野					
監事	岩	手	町	町	陸	前	高田市
会員	盛	岡	市	市	宮	古	市
	大	船	渡	市	花	巻	市
	久	慈		市	遠	野	市
	釜	石		市	八	幡	平
	零	石		町	葛	巻	町
	滝	沢		市	紫	波	町
	西	和	賀	町	金	ヶ	崎
	平	泉		町	住	田	町
	大	槌		町	山	田	町
	田	野	畑	村	普	代	村
	軽	米		町	野	田	村
	九	戸	村		一	戸	町

以上 県下32市町村